SSBJ

第 75 回サステナビリティ基準委員会	資料番号	審議事項(2)-3
	日付	2026 年 11 月 5 日

プロジェクト	IFRS 財団公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」への対応
項目	第 74 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 74 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 10 月 22 日開催）における、審議事項(2)の IFRS 財団公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」への対応について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

コメント案に対する意見

（コメント案に対する全般的な意見）

2. 事務局が提案したコメント案の全体的な方向性について賛同する。

（IASB/ISSB の定員に対する意見）

3. コメント案において、リソースが限られているという課題への対処として、IFRS 財団（以下「財団」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）/国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の定員の減少ではない他の方策を追求すべきであるとの考えが示されているが、文章の流れを考えると、定員の減少以外の具体的な方策の提案が続くように読める。プロセスの効率化やスタッフの人員削減などの具体的な方策が念頭にあるのであれば、言及してはどうか。

4. IASB/ISSB の定員の減少により、従来よりも少ない人数でグローバルな基準に関する決定が行われる場合、その基準が国際的な信認を得られるのかどうかについて懸念が生じる。この点、グローバルな基準としての「正当性」に関する問題として言及してはどうか。

5. IASB/ISSB の定員を減少すべきではないという点について賛同する。ISSB に関しては、IFRS サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB 基準」という。）が、今後より多くの法域で適用が拡大されていくことが期待される中、ISSB の定員が減少することにより ISSB 基準が受け入れられなくなる場合、ISSB の影響力や存続自体に影響が生じることにも繋がる可能性がある点について、強調してはどうか。

（地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーの責任に対する意見）

6. 地域選出の IASB/ISSB メンバーが代表する地域内のステークホルダーの意見及び懸念を収集することの責任について、「定款」に明示すべきとのコメントについて、地域選出の IASB/ISSB メンバーが、地域内のすべての意見をすべからく収集することの責任を意味するように読めることが懸念される。例えば、地域内のステークホルダーとの対話に基づいて、審議会の場で意見を述べる責任がある、などの表現の方がその意図を達成しつつ、かつ財団としても提案を受け入れやすいのではないか。

7. 日本では、欧州及び米国の両方の基準を考慮しながら対応していることや、日本企業は気候関連財務開示に関するタスクフォース（TCFD）の開示や自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）の開示に積極的に取り組んでいることを考慮すると、アジア・オセアニア地域の地域枠の観点だけでなく、日本としてのプレゼンスがより高まるような形でのコメントを検討してもよいのではないか。

以　上